入札公告第16号

　　下記の工事について、次のとおり一般競争入札を執行するので、川越町会計規則（昭和51年規則第２号）（以下「規則」という。）第73条の規定に基づき公告する。

　　　　　令和６年９月６日

川越町長　　城田　政幸

　１　入札に付する事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事番号 | 令和６年度　改　第３号 | | | | 工事担当課 | | 産業建設課 |
| 工事名 | 町道豊一福崎線道路改良工事 | | | |
| 工事場所 | 三重県三重郡川越町大字　南福崎　地内 | | | | | | |
| 工事概要 | 自由勾配側溝　400用　L=92.2ｍ | | | | | | |
| 工期 | 契約の日から令和７年３月２５日まで | | | | | | |
| 参加に関する事項 | 業種 | | 土木一式工事 | | | | |
| 建設業の許可 | | 一般・特定 | | | | |
| 経営規模等評価結果通知書（審査基準日が入札日より前１年７か月以内かつ最新のものに限る。） | | 町内業者 | ・平均完成工事高　10,000千円以上  ・経審総合評定値　500点以上 | | | |
| 準町内業者 | ・平均完成工事高　10,000千円以上  ・経審総合評定値　650点以上 | | | |
| 県内業者 |  | | | |
| 地域要件 | | 川越町内に建設業法に基づく本店、支店もしくは営業所を有する者 | | | | |
| 現場代理人 | |  | | | 常駐 | |
| 主任技術者又は監理技術者 | | ２級土木施工管理技士以上を有する者 | | | 建設業法による配置 | |
| 入札方法 | 郵便入札・総価・入札回数１回　※詳細は「川越町郵便入札の手引き」を参照。 | | | | | | |
| 入札参加申請受付 | 期間 | 本公告日から令和６年９月１２日正午まで | | | | | |
| 場所 | 川越町役場総務課 | | | | | |
| 設計図書の閲覧 | 本公告日から川越町ホームページにて公開する。 | | | | | | |
| 設計図書に関する質問 | 令和６年９月１３日正午までに、工事担当課へ書面で申し出ることができる。 | | | | | | |
| 回答は令和６年９月１８日正午から川越町ホームページにて公開する。 | | | | | | |
| 設計図書の購入  期間・場所  （購入は任意） | 期間 | 本公告日から令和６年９月１２日まで  同期間内に予約があったものについて販売する。 | | | | | |
| 場所 | 川越町役場工事担当課（購入は任意） | | | | | |
| 入札参加資格の  確認結果通知 | 入札参加資格のない者のみ令和６年９月１７日に電話により連絡する。参加資格があると認められた者については、連絡しない。 | | | | | | |
| 入札書到達期限 | 令和６年９月２６日　１７時１５分　必着 | | | | | | |
| 開札日時 | 令和６年９月２７日　　９時００分 | | | | | | |
| 開札場所 | 川越町役場３階　第３０３会議室 | | | | | | |
| 入札保証金 | 免除 | | | | | | |
| 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上  ※契約保証金の納付は、規則第93条第２項各号に掲げる担保の提供をもって代えること  ができる。  ※契約保証金の納付は、規則第93条の３第１項各号の一に該当する場合は、全部又は  一部を免除することができる。 | | | | | | |
| 予　定　価　格 | ２０，０６８，０００円（税抜） | | | | | | |
| 最低制限価格 | あり  ※価格設定については、町ホームページ「最低制限価格の運用について」を参照 | | | | | | |
| 支払い条件 | 前払金及び部分払：契約金額５，０００千円以上の場合は有 | | | | | | |
| その他 | ・指定した期日又は期限までに、積算根拠資料を提出すること。※詳細は「現場説明書」を確認。  ・月２回土日完全週休２日制工事（発注者指定型）対象工事  （令和５年７月１日制定　三重県試行要領に準じる。） | | | | | | |

２　入札に参加できる者の資格条件

|  |
| --- |
| ①　上記１に掲げる参加に関する事項の要件を全て満たしている者 |
| ②　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者 |
| ③　競争入札資格者名簿に登録されている者 |
| ④　公告から入札までの間に、川越町から資格（指名）停止を受け、又はその期間中でない者 |
| ⑤　手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者 |
| ⑥　同一入札の参加業者間において、資本面又は人事面において関連がない者 |
| ⑦　その他建設業法等の法令等に関して不当又は不法な行為をしていない者 |

３　入札参加資格の確認結果

　　(１)　一般競争入札への参加を希望する者は、当該工事の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料を入札参加申請受付期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

　　(２)　 入札参加資格がないと認めた者には、入札参加申請受付終了日の翌々日（役場閉庁日の場合は、翌平日）に電話により通知する。入札参加資格があると認めた者への通知は行わない。

　　(３)　入札参加資格がないと認められた者は、無資格通知を受けた日から起算して２日以内に書面によりその理由について説明を求めることができる。

　　(４)　前号の理由は、説明を求めることができる期間の末日から起算して３日以内に書面で回答する。

　４　現場説明に関する事項

　　　現場説明会は、行わない。

　５　入札書に関する事項

　　(１)　入札書は町指定様式を用いること。

　　(２)　入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

　(３)　入札書は、封筒（任意）に入れ、封印し、入札（開札）日、工事名、入札者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所を記入すること。

６　入札の無効

　　　規則第82条に該当するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

　　(１)　入札に参加する資格のない者が入札したとき。

　　(２)　金額を訂正した入札書を用いて提出したとき。

　　(３)　積算根拠資料（以下「資料」という。）の提出を求めた工事について、資料の提出がないとき。

(４)　資料の提出を求めた工事について、その内容の確認を行った資料が次のいずれかに該当するとき。

ア　工事名若しくは入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を表記せず、又は押印（入札参加資格登録申請の際に、使用印鑑届により届出されたものを使用すること。）していないとき。

イ　記載すべき項目が欠けているとき。

ウ　その他不備のあるとき。

(５)　申請書に記載された配置予定技術者が確保できなくなったとき。

（６） 川越町郵便入札の手引きの入札の無効事由に該当するとき。

(７)　その他町長があらかじめ指示した条件に違反したとき。

７　入札の失格

　　　次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

（１)　入札金額が最低制限価格を下回る入札をした者。

(２)　入札金額が、前回の入札における最低金額と同額以上の入札をした者。

(３)　予定価格事前公表対象の案件については、その予定価格より高い金額で入札し

た者。

　 （４） 指定した期日又は期限までに入札書を提出しない者。

　８　入札の中止等

　　(１)　天災その他やむを得ない事由により入札を執行できないと認められたときは、入札を延期し、又は中止する。

　　(２)　入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負担とする。

　９　その他

　　(１)　資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

　　(２)　一度提出した入札書及び資料の書換え、引換え又は撤回をすることは認めない。また、資料の返却は行わない。

　　(３)　入札を辞退する場合は、入札日時又は町長が指定する日時までに入札辞退届（町指定様式）を川越町役場総務課へ提出すること。

　　(４)　入札参加申請書に記載した配置予定技術者を配置できなくなった場合は、速やかに前号の入札辞退届を提出すること。

　１０　問合せ先

　〇工事に関すること

川越町役場　産業建設課

　　　 〒510―8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号　059-366-7117　FAX番号　059-364-2568

Eメール　k-sanken @town.kawagoe.mie.jp

〇入札に関すること

川越町役場　総務課

　　　 〒510―8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号　059-366-7113　FAX番号　059-364-2568

Eメール　k-soumu@town.kawagoe.mie.jp